

平成26年(行ウ)第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函館市

被告 国外1名

準備書面(7)

平成27年(2015年)3月19日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 河合弘之 外

原告は、被告電源開発株式会社の平成26年12月18日付け準備書面2(以下「準備書面2」という。)に対し、次のとおり反論を提出する。なお、略称等は、従前の例による。

第1 被告電源開発の主張が意味不明であること

被告電源開発は、「被告電源開発において何らかの予防措置を取る必要があるか否か、その必要があるとしてもどのような措置をとるのが相当であるかを的確に判定することもできない。よって、このような状況下でなされた原告の本件原子力発電所の建設及び運転差止請求は、権利内容が不明確でかつ未成熟の状態にある権利に基づく請求であることが明らかであるから、かかる訴えは却下されるべきである」と主張する(準備書面2の10頁)。

しかしながら、かかる被告電源開発の主張は意味不明であると言わざるを得ない。すなわち、被告電源開発は、自らも認めるように平成26年12月16日付けで、改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に伴い、被告電源開発が必要不可欠と考える重大事故等に対処するために必要な施設及び体制の整備等を追加して、大間原子力発電所発電用原子炉設置変更許可

申請を行っている（丙2）。

したがって、現時点において、被告電源開発が、大間原子力発電所で考える重大事故等に対処するために必要な施設及び体制の整備の内容は明らかにされているのであるから、当該申請内容にもとづいて本件の審理を進めていけば十分に足りる状況にある。

よって、原告の差止請求にかかる権利内容が不明確かつ未成熟な状態にあるということはない。

この点、被告電源開発は、「原子力規制委員会における審査過程を想定すれば、本件設置許可申請書に記載された内容も、審査の中で出された意見を受けて変更される可能性がある」などと云々する（準備書面2の10頁）。

しかし、上記主張は、被告電源開発の安全対策軽視（行政任せ）の姿勢を明らかにするものであり、また本件設置許可申請書に記載された内容が不十分なものであることを自認するものと言わざるを得ない。

すなわち、被告電源開発において、現時点において、本件設置許可申請書に記載された内容が変更される可能性があると想定しているのであれば、当該想定をも含めた重大事故等に対処するために必要な施設及び体制の整備等を盛り込むべきであり、それができないのであれば、「災害が万が一にも起こらないようにするため」（平成4年（1992年）10月29日民集46巻7号1174頁）の安全対策を講ずべき原子力事業者の資質を欠くと考えられる。

また、万が一本件設置許可申請書の内容に変更があり得るとしても、被告電源開発において、その都度、当該変更内容を明らかにすれば、当該変更内容にもとづき本件原子力発電所の安全対策の問題点について、審理を継続することは可能である。

いずれにせよ、被告電源開発の主張は詭弁としか評価できない内容の主張であり、その主張には理由はない。

以 上